

令和 7 年度 行政組織機構改正概要

1 総務部

職員課人事係と研修係を統合し、人財開発係を設置します。

2 財政部

市民税課法人市民税係の業務を税制係に移管し、法人市民税係を廃止します。

3 市民部

S D G s 未来都市計画を推進するため、国際課を廃止し、多文化共生課を新設するとともに、共生推進係と交流推進係を設置します。また、国際課が所管している国際友好会館に移管します。

4 健康推進部

- (1) 国民健康保険課納付推進係の業務を国保係に移管し、納付推進係を廃止します。
- (2) 健康づくり課の保健指導係を廃止します。また、健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター及び境保健センターを廃止し、新たに課相当として保健センターを設置するとともに、同センターに保健総務係、健康増進係及び母子保健係を設置します。
- (3) スポーツ振興課に国民スポーツ大会準備室を新設します。

5 福祉こども部

こども家庭センターを新設し、子育て支援課の子育て相談係を移管するとともに、こども相談係に改称します。こども家庭センターについては、保健センターの母子保健部門と連携し、支援を要するこどもや妊産婦等へ、一体的に相談支援を行い、迅速なサポートとマネジメントの強化を図ります。なお、子育て支援課が所管するこども発達支援センターについては、こども家庭センターの所管とします。

6 教育部

図書館課の市史編さん係を廃止し、市史編さんに係る専門的な業務を取り扱う組織として、市史編さん室を新設します。

施行期日 令和7年4月1日